

第 12 号議案

東大和市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 22 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市介護保険条例の一部を改正する条例

東大和市介護保険条例（平成12年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第6条第1項の条例で定める期間は、3年とする。

第3条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）」を「令」に、「31,200円」を「31,800円」に改め、同項第2号中「40,800円」を「45,200円」に改め、同項第3号中「45,600円」を「46,500円」に改め、同項第4号中「55,200円」を「56,400円」に改め、同項第5号中「62,400円」を「63,600円」に改め、同項第6号中「72,000円」を「73,200円」に改め、同号ア中「いう。以下」の次に「この項において」を、「第35条の2第1項」の次に「第35条の3第1項」を加え、「とする。以下」を「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において」に改め、同号イ中「若しくは第12号イ」を「第12号イ若しくは第13号イ」に改め、同項第7号中「79,200円」を「80,400円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同号イ中「若しくは第12号イ」を「第12号イ若しくは第13号イ」に改め、同項第8号中「93,600円」を「96,000円」に改め、同号ア中「200万円以上300万円未満」を「210万円以上320万円未満」に改め、同号イ中「若しくは第12号イ」を「第12号イ若しくは第13号イ」に改め、同項第9号中「104,400円」を「106,800円」に改め、同号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同号イ中「若しくは第12号イ」を「第12号イ若しくは第13号イ」に改め、同項第10号中「112,800円」を「117,600円」に改め、同号イ中「若しくは第12号イ」を「第12号イ若しくは第13号イ」に改め、同項第11号中「122,400円」を「128,400円」に改め、同号イ中「次号イ」の次に「若しくは13号イ」を加え、同項第12号中「132,000円」を「139,200円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「又は次号イ」を加え、同項第13号中「141,600円」を「160,800円」に改め、同号を同項第14号とし、同項第12号の次に次の1号を加える。

（13）次のいずれかに該当する者 150,000円

ア 合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分によ

る額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第3条第4項中「43, 200円」を「44, 400円」に改める。

第5条第3項中「若しくは第12号イ」を「、第12号イ若しくは第13号イ」に、「第12号まで」を「第13号まで」に改める。

附則に次の1条を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第9条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

- 2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料率から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料率については、なお従前の例による。